

## 岐阜地方最低賃金審議会第1回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年7月29日 10:50 ~ 11:30		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金専門部会部会長、部会長代理の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長に高橋委員、部会長代理に栗山委員を選出した。</li> </ul> <p>(2) 岐阜県最低賃金専門部会運営規程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案のとおり決定した。施行日は令和3年7月29日。</li> </ul> <p>(3) 岐阜県最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から資料について説明。</p> <p>労使双方より、審議に関する基本的な考え方の表明があった。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年に比べ先行きを見通す環境は確実に変化しており、経済的な環境が回復しつつあることは昨年と明らかに異なっていることから、状況の変化を考慮して議論すべきである。</li> <li>・目安額については、過去最高額で一定の評価はしているが貧困脱却に十分ではなく、労働者の生計費の観点から考えると早期に1,000円を実現する方向で議論し、セーフティネットとしての機能を果たせる水準にすることが必要である。</li> <li>・地域間格差は他県への労働力流出の一因であり、格差の解消を目指すべきである。</li> </ul> <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者の景況感からしてとても昨年からの改善はされていない。また、小規模事業者の割合が岐阜県は多いためそのような事業者の状況を十分に考慮した議論がなされるべきである。そういう意味でなぜ今回の目安の額が示されたのか疑問である。</li> <li>・従来、最低賃金は三要素に基づいて議論してきており三要素に基づき議論すべきである。地域間格差の是正については慎重に議論を進めたい。</li> </ul>			